

保育所型認定こども園指導監査

監査当日は、下記点検事項について確認できる書類等を御準備ください。

(1) 施設運営

| 点検事項 | 根拠法令等 |
|----------------|---|
| 重要事項に関する規程 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第13条第2項 |
| 資格証（写） | 認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第三 |
| 出勤簿 | 「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-1-(4)及び(5) |
| 勤務割表 | 認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第二の一 |
| 研修計画 | 認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第六の四 |
| 苦情を受け付けた場合の対応 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第14条の3 |
| 業務の質の評価 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条の2 |
| 財産、収支を明らかにする帳簿 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第14条 |

(2) 安全対策

| 点検事項 | 根拠法令等 |
|-----------------------|--|
| 危険等発生時対処要領（マニュアル） | 宮崎県認定こども園の認可・認定基準に関する条例等の施行について第1の二の5 ※災害や事故発生時にとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領（マニュアル） |
| 避難及び消火訓練 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第2項 |
| 施設平面図（消火器・非常口の位置） | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第1項 |
| 防火設備等の安全点検 | 認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第五、保育所保育指針第3章4（1） |
| 防犯訓練 | 認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第五、保育所保育指針第3章3（2）ウ |
| 施設内外の安全点検 | 認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第五、保育所保育指針第3章3（2）ウ |
| 安全に関する指導 (交通安全指導等) | 認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第五、保育指針第2章3（2）ア（イ）⑥ |
| 事故等発生時の対応 | 特定教育・保育施設等における事故の報告等について（通知） |
| 加入している保険や共済制度の証書 | 認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第八の五 |

(3) 保健衛生

| 点検事項 | 根拠法令等 |
|-------------------|---|
| 認定こども園安全計画 | 宮崎県認定こども園の認可・認定基準に関する条例等の施行について第1の二の5 ※子どもの健康増進、疾病等への対応、衛生管理、事故防止及び安全対策などについての計画 |
| 子どもの健康診断（内科・歯科・尿） | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条第1項 |
| 職員の健康診断 | 「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-2-(1)-イ 労働安全衛生規則第44条 |

(4) 教育・保育

| 点検事項 | 根拠法令等 |
|---------------------------------|---|
| 教育及び保育の全体的な計画 | 認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第五の三 |
| 教育及び保育の指導計画 | 認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第五の三 |
| 満3歳未満の子どもの個別的な計画 | 認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第五の五の2、保育指針第1章3(2)イ(ア) |
| 子どもの処遇に関する帳簿 (児童票、出席簿、保育日誌等) | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第14条 |
| 指導要録 | 認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第五の六の3 |

(5) 食事の提供

| 点検事項 | 根拠法令等 |
|-------------------------|---|
| 食育計画 | 認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第五、保育所保育指針第3章2(1)ウ |
| 献立表 | 多数給食施設における栄養管理に関する条例施行規則第4条(1) |
| 栄養給与状況報告書 | 多数給食施設における栄養管理に関する条例施行規則第3条 |
| 給食関係の帳簿(給食日誌等) | 多数給食施設における栄養管理に関する条例施行規則第4条(2) |
| スキムミルク受払簿 | 児童福祉行政指導監査の実施について別紙1-2-(2)児童福祉施設事項 第2共通事項(4) |
| 検食 | 「保育所給食の手引き」第5章-7-(1) |
| 職員の検便 | 「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第1-1-(3)-キ 「保育所給食の手引き」第5章-3-(1) |
| ※調理業務を委託している場合 委託契約書 | 認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第四の七 |

(6) 職員の定着促進・労働条件に関する事項

| 点検事項 | 根拠法令等 |
|--------------------------------|---|
| 就業規則一式(給与規程・休業規程含む) | 「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-1-(2) 労働基準法第89条 |
| 労働条件通知書(雇用契約書) | 「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-2-(1)-ア 労働基準法第15条第1項、同法施行規則第5条 |
| 24協定・36協定 | 「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(2)-第2-2-(2) 労働基準法第24条・第36条 |
| ※1年単位の変形労働時間制を採用している場合:労使協定の届出 | 「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-2-(1)-ア 労働基準法第32条の4第4項、同法施行規則第12条の4第6項 |
| 給与台帳 | 「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-2-(1)-ア 保育士の労働環境確保に係る取扱いについて(通知)記(1) |
| 時間外勤務の実績 | 「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-2-(1)-ア 労働基準法第37条 |
| 年次有給休暇 | 「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-2-(1)-ア 労働基準法第39条 |
| 諸手当に係る届出 (通勤手当、扶養手当、住居手当等) | 「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(2)-第2-2-(1) |